



平成27年 9 月 4 日

加東市議会議長 安 田 朗 様

産業厚生常任委員会

委員長 小 川 忠



委 員 会 審 査 報 告 書

平成27年9月2日第62回加東市議会定例会の本会議において付託された議会諮問第2号ないし第4号について審査の結果、平成27年9月4日の委員会において、別紙のとおり答申すべきものと決定したので、加東市議会会議規則第77条の規定により報告します。

議会諮問第2号「平成27年2月請求の下水道使用料納入通知に対する
異議申立てについて」に対する答申

平成27年9月2日付議会諮問第2号で諮問のあった地方自治法第229条第4項の規定による諮問に対する本議会の意見は、下記のとおりである。

記

本件に関しては、異議申立人から、同様の理由で平成26年6月請求分以降の下水道使用料納入通知に対する異議申立てがなされており、その一部について加東市の決定を不服として異議申立人が神戸地方裁判所に提訴し、現在審理中である。

加東市議会としては、本件に先立って異議申立人から提出された一連の異議申立てに対する答申において、問題解決のための協議を促してきたところであるが、今後は司法の場での判断を待つしかないと考える。

よって、本件については棄却すべきである。

以上、答申する。

平成27年9月18日

加東市議会議長 安 田 朗

加東市長 安 田 正 義 様

議会諮問第3号「平成27年4月請求の下水道使用料納入通知に対する
異議申立てについて」に対する答申

平成27年9月2日付議会諮問第3号で諮問のあった地方自治法第229条第4項の規定による諮問に対する本議会の意見は、下記のとおりである。

記

本件に関しては、異議申立人から、同様の理由で平成26年6月請求分以降の下水道使用料納入通知に対する異議申立てがなされており、その一部について加東市の決定を不服として異議申立人が神戸地方裁判所に提訴し、現在審理中である。

加東市議会としては、本件に先立って異議申立人から提出された一連の異議申立てに対する答申において、問題解決のための協議を促してきたところであるが、今後は司法の場での判断を待つしかないと考える。

よって、本件については棄却すべきである。

以上、答申する。

平成27年9月18日

加東市議会議長 安田 朗

加東市長 安田 正義 様

議会諮問第4号「平成27年6月請求の下水道使用料納入通知に対する
異議申立てについて」に対する答申

平成27年9月2日付議会諮問第4号で諮問のあった地方自治法第229条第4項の規定による諮問に対する本議会の意見は、下記のとおりである。

記

本件に関しては、異議申立人から、同様の理由で平成26年6月請求分以降の下水道使用料納入通知に対する異議申立てがなされており、その一部について加東市の決定を不服として異議申立人が神戸地方裁判所に提訴し、現在審理中である。

加東市議会としては、本件に先立って異議申立人から提出された一連の異議申立てに対する答申において、問題解決のための協議を促してきたところであるが、今後は司法の場での判断を待つしかないと考える。

よって、本件については棄却すべきである。

以上、答申する。

平成27年9月18日

加東市議会議長 安 田 朗

加東市長 安 田 正 義 様